# 平成24年度

市町村職員の給与・定員管理 ・勤務条件等の状況

平成25年2月高知県総務部市町村振興課

担当:行政担当 寺村

(給 与) 坂本 (定員管理・勤務条件) 山元 (福利厚生) 野瀬 電話:088-823-9313

# 目 次

I	給与の状況	
	はじめに	 P 1
	1 給与水準について	 P 2
	2 給料表について	 P 6
	3 昇格、昇給基準等について	 P 8
	4 技能労務職給料表について	 P 10
	5 勤務成績の評定について	 P 12
	6 諸手当について	 P 13
	※平成24年地方公務員給与実態調査	
П	定員管理の状況	
	1 職員数の推移	 P 16
	2 部門別職員数の状況	 P 17
	※平成24年地方公共団体定員管理調査	
Ш	勤務条件の状況	
	1 勤務時間の状況	 P 19
	2 年次有給休暇の取得状況	 P 19
	3 病気休暇制度の内容	 P 19
	4 特別休暇の状況	 P 21
	5 介護休暇の取得状況	 P 22
	6 育児休業・部分休業の取得状況	 P 23
	※平成24年度勤務条件等に関する調査	
IV	福利厚生事業の状況	 P 24
	※ 平成 24 年 度 福 利 厚 生 事 業 調 杏	

# 基 準 日

この資料の基準日は、特に表記のない限り平成24年4月1日現在となっています。

#### I 給与の状況

#### はじめに

#### ◇地方公務員の給与決定等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法(以下「地公法」という。)などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

#### ※「給与」とは・・・・

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料月額より高くなります。

#### (1) 給与決定に関する原則

ア **給与条例主義**(地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第 6項、第25条第1項)

「給与は、条例で定めなければならず、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されます。

#### イ 職務給の原則(地公法第24条第1項)

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

#### ウ 均衡の原則 (地公法第24条第3項)

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の 従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされてお り、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告 がベースとなって定められています。

#### (2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

### ア 平等取扱いの原則 (地公法第13条)

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

#### イ 情勢適応の原則(地公法第14条)

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

#### 1 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等を考慮して、適正であるかどうかを判断して決定するものですが、少なくとも住民の理解が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい 形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解 を得るための取組が求められています。

#### (1) 職員の平均給料

ー般行政職の平均年齢は42.4歳となっており、昨年と比べ若干低く( $\triangle$ 0.2歳)なっています。また、平均給料月額は317,585円となっており、昨年と比べ若干低く( $\triangle$ 2,600円)なっています。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、町村部が低い傾向にあります。

#### 【表(P3)の見方】

- 〇「全職種」とは・・・・
  - 一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中(幼稚園)教育職、臨時職など全ての職種です。
- 〇「一般職」とは・・・・

全職種から教育職を除いた職種です。

# 職員数及び平均給料の状況

(H24 4 1 1 日本)

		総職員数			融昌 [	区分別				(1124. 4	. 1現在)
市町村	平成 24年	平成23年	増減	一般	職員 うち技 能労務	教育公務員	臨時 職員	全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行 ————————————————————————————————————	1
	人	人	人	人	<u>職員</u> 人	人	人	円	円	円	歳
高知市	2, 719	2, 705	14	2, 633	340	86	0	323, 000	320, 900	327, 700	42. 8
室戸市	244	248		244	5	0	0		292, 900	292, 400	39. 5
安芸市	275	275	0	275	26	0	0			307, 600	
南国市	418	424	Δ 6	405	33	13	0	321, 700	320, 100	312, 900	
土佐市	532	525		532	51	0	0	301, 500	301, 500	302, 800	40. 1
須 崎 市	264	266	Δ 2	264	14	0	0	331, 200	·	329, 300	43. 8
宿毛市	309	306	3	309	41	0	0		307, 500	302, 200	
土佐清水市	302	306	Δ 4	302	44	0	0		310, 500	315, 200	
四万十市	596	605	Δ 9	581	54	0	15	332, 500	331, 600	321, 400	
香南市	409	419	Δ 10	387	15	22	0	323, 000	324, 000	343, 300	
香 美 市	403	405	Δ 2	403	16	0	0	·	304, 500	309, 700	
市計	6, 471	6, 484	Δ 13	6, 335	639	121	15		317, 023	320, 806	
東洋町	61	60	1	61	4	0	0	310, 900	310, 900	304, 700	42. 8
奈半利町	59	60	Δ 1	54	5	5	0	313, 300	313, 200	315, 600	43. 5
田野町	43	42	1	38	0	5	0	261, 600	264, 300	256, 400	
安田町	54	52	2	51	4	3	0	295, 900	291, 400	294, 600	41.0
北川村	39	39	0	39	2	0	0	279, 500	279, 500	278, 100	37. 7
馬路村	42	41	1	42	0	0	0	304, 900	304, 900	305, 900	40. 8
芸 西 村	57	58	Δ1	53	0	4	0	285, 100	281, 400	285, 500	38. 6
本山町	177	169	8	177	4	0	0	326, 400	326, 400	332, 500	43. 3
大 豊 町	103	100	3	103	9	0	0	311, 800	311, 800	320, 000	45. 3
土佐町	85	86	Δ1	85	3	0	0	323, 100	323, 100	326, 000	42. 8
大 川 村	17	21	△ 4	17	0	0	0	272, 600	272, 600	283, 600	39. 2
いの町	475	476	Δ1	463	35	12	0	304, 900	304, 600	307, 000	41.4
仁淀川町	160	161	Δ1	160	5	0	0	322, 300	322, 300	325, 100	44. 3
中土佐町	139	138	1	139	8	0	0	308, 700	308, 700	300, 100	40. 2
佐川町	225	226	Δ1	225	16	0	0	299, 600	299, 600	316, 400	45. 4
越知町	108	107	1	104	12	4	0	322, 200	321, 400	326, 100	43. 2
梼 原 町	102	100	2	93	0	7	2	284, 500	284, 100	276, 300	38. 7
日高村	65	64	1	65	0	0	0	315, 600	315, 600	318, 100	43. 3
津 野 町	108	109	Δ1	99	0	9	0	305, 400	308, 100	310, 200	43. 6
四万十町	306	309	Δ 3	304	1	2	0	314, 200	314, 600	315, 500	43. 3
大月町	162	160	2	162	32	0	0	314, 900	314, 900	312, 700	43. 4
三原村	44	45	Δ1	44	3	0	0	301, 500	301, 500	315, 100	44. 1
黒 潮 町	206	212	Δ6	206	23	0	0	324, 600	324, 600	317, 000	42. 8
町 村 計	2, 837	2, 835	2	2, 784	166	51	2	309, 461	309, 610	311, 110	42. 5
県 計	9, 308	9, 319	△ 11	9, 119		172	17	315, 497 勤務した日			

<sup>※</sup>臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月(1年) を超える職員です。 ※各団体の職員数は、教育長を除く人数です。 ※平均年齢は、10進法で算出しています。

# (2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

平成24年4月1日現在において、県内の市町村の平均は97.0で、平成16年以降、全ての市町村で100を下回っています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与削減措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

なお、前年と比べ指数が高い数値になっているのは、平成23年度において国家公務員については人事院勧告に沿って給料表の改定が行われたのに対し、高知県人事委員会から給料表の改定が勧告されなかったことなどから、高知県に準拠し給料表の改定を行わなかった団体があった事などが影響していると考えられます。

#### ※「ラスパイレス方式」とは・・・・

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与 水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

一般的に小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、 国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、 運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回る傾向にあります。

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H24 参考:国削減後
高	市計	99. 6	97. 1	93.5	95. 0	96.6	96. 7	97.8	97. 1	97. 9	98. 0	106.0
知	町村計	95.0	92.8	91.2	91.4	91.9	92. 5	93. 4	94. 4	94. 4	94. 7	102. 4
県	県 計	97. 6	95. 1	92.5	93.8	95.0	95.3	96. 4	96. 2	96.8	97. 0	104. 9
全	市計	100. 7	98. 2	97. 6	97. 4	97. 9	98. 3	98. 4	98.8	98.8	98.8	106. 9
国	町村計	95. 7	93. 7	93. 7	93. 5	93. 9	94. 2	94. 6	95. 1	95.3	95. 5	103. 3

給与水準について (ラスパイレス指数)

	H23	H 24 (国減額前)	対前年比	※参考 H24 (国減額後)
高 知 市	98. 9	99. 3	0. 4	107. 5
室戸市	96. 9	96. 6	△ 0.3	104. 5
安 芸 市	96. 1	96. 2	0. 1	104. 1
南国市	97. 7	96. 9	△ 0.8	104. 9
土 佐 市	97. 4	98. 3	0. 9	106. 4
須 崎 市	97. 8	98. 1	0. 3	106. 2
宿毛市	97. 1	96. 6	△ 0.5	104. 6
土佐清水市	96. 4	97. 0	0. 6	105. 0
四万十市	97. 9	97. 3	△ 0.6	105. 3
香 南 市	99. 1	99. 1	0. 0	107. 2
香 美 市	94. 2	94. 6	0. 4	102. 4
市計	97. 9	98. 0	0. 1	106. 0
東 洋 町	92. 6	93. 9	1. 3	101. 6
奈半利町	94. 2	96. 1	1. 9	103. 9
田 野 町	94. 8	95. 0	0. 2	102. 6
安 田 町	93. 2	94. 9	1. 7	102. 9
北 川 村	94. 7	95. 1	0. 4	103. 0
馬 路 村	97. 1	96. 4	△ 0.7	104. 4
芸 西 村	95. 7	94. 7	△ 1.0	102. 3
本 山 町	97. 7	97. 3	△ 0.4	105. 3
大 豊 町	90. 8	92. 4	1. 6	100. 0
土 佐 町	97. 4	99. 2	1. 8	107. 5
大川村	91.8	91. 2	△ 0.6	98. 8
いの町	95. 7	96. 3	0. 6	104. 2
仁淀川町	95. 3	93. 6	△ 1.7	101. 4
中土佐町	97. 1	94. 6	△ 2.5	102. 3
佐 川 町	90. 9	91. 7	0.8	99. 4
越 知 町	96. 3	97. 4	1. 1	105. 5
梼 原 町	92. 2	94. 6	2. 4	102. 5
日 高 村	95. 7	97. 3	1. 6	105. 3
津 野 町	89. 8	90. 0	0. 2	97. 4
四万十町	94. 4	93. 3	△ 1.1	100. 9
大 月 町	91.9	92. 8	0. 9	100. 5
三 原 村	92. 0	93. 3	1. 3	101. 0
黒 潮 町	97. 4	97. 1	△ 0.3	105. 1
町 村 計	94. 4	94. 7	0. 3	102. 4
県 計	96. 8	97. 0	0. 2	104. 9
全国市計	98. 8	98. 8	0.0	106. 9
全国町村計	95. 3	95. 5	0. 2	103. 3

# 2 給料表について(一般行政職の場合)

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表の構造を基本にした上で、地域の民間給与水準も考慮して定めるべきとされています。

県内においては、全ての市町村で国に準じた構造の給料表となっており、その水準については、国の人事院勧告又は県の人事委員会勧告のどちらかに準じたものとなっております。

また、級数については、高知市が8級、その他の市町村は6級まで設定されています。

(H24.4.1現在)

	級	数	給料表	の構造	(R24.4.1現在)     給料表の水準			
区分	6級	8級	国と 同じ	国と 異なる	県人勧 と同じ	国と同じ	国の H22水準	
高 知 市		0	0				0	
室 戸 市	0		0		0			
安 芸 市	0		0		0			
南国市	0		0		0			
土 佐 市	0		0				0	
須 崎 市	0		0				0	
宿毛市	0		0			0		
土佐清水市	0		0			0		
四万十市	0		0		0			
香 南 市	0		0		0			
香 美 市	0		0				0	
市計	10	1	11	0	5	2	4	
東 洋 町	0		0		0			
奈半利町	0		0		0			
田野町	0		0		0			
安 田 町	0		0		0			
北川村	0		0		0			
馬 路 村	0		0		0			
芸 西 村	0		0		0			
本 山 町	0		0		0			
大 豊 町	0		0			0		
土 佐 町	0		0		0			
大川村	0		0		0			
いの町	0		0		0			
仁淀川町	0		0			0		
中土佐町	0		0		0			
佐川町	0		0		0			
越 知 町	0		0		0			
梼 原 町	0		0				0	
日 高 村	0		0				0	
津 野 町	0		0		0			
四万十町	0		0		0			
大 月 町	0		0				0	
三 原 村	0		0				0	
黒 潮 町	0		0			0		
町 村 計	23	0	23	0	16	3	4	
市町村計	33	1	34	0	21	5	8	

#### 3 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則において詳細で具体的な基準が定められています。

#### (1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合いに応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

県内の全ての市町村では、条例又は規則により級別職務分類表又は級別標準職務表が制定されています。

例えば、給料表が1級から6級までの6級制の級別職務分類表であるとすると、6級は課長の職務、5級は課長補佐の職務、4級は係長の職務など当該級別職務分類表で具体的な職名を定めて職員の給料表の級を決定することになります。

#### (2) 「わたり」について

給与決定にあたっては、各市町村の条例・規則で定められている級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級 に格付け、給与を支給することをいいます。

「わたり」には、級別職務分類表に定められている職務よりも運用により上位の級に格付けを行い、形式的にも条例・規則に反した取扱いを行うもの(形式わたり)のほか、実質的に「わたり」と同一の結果となる級別職務分類表を定めているもの(実質わたり)があります。

「わたり」は、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

(例) 形式わたり:級別職務分類表において、係長を4級と格付けているにも かわらず、運用により係長を5級に格付けている。

実質わたり:級別職務分類表において、係長を5級に格付けている。 (国(本省)の場合、5~6級は課長補佐級)

調査時点の平成24年4月1日時点では、「わたり」の制度が残っている市町村はありません。

※県内各市町村における4級以上の職員の構成は次ページの表のとおりですが、効率的な行政運営のために上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

(H24.4.1現在)

	一般行政職									
区分	職員数 (A)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計 (B)	構成比 (B/A)	
	人	人	人	人	人	人			%	
高知市	1, 364	324	297	83	31	13		748	54. 8	
室戸市	133	24	23	16				63	47. 4	
安 芸 市	132	22	19	18				59	44. 7	
南国市	195	84	19	20				123	63. 1	
土佐市	150	19	39	19				77	51. 3	
須 崎 市	184	90	20	15				125	67. 9	
宿毛市	153	50	27	19				96	62. 7	
土佐清水市	138	54	23	18				95	68. 8	
四万十市	260	99	36	31				166	63.8	
香南市	208	71	37	27				135	64. 9	
香 美 市	228	37	37	23				97	42. 5	
市計	3, 145	874	577	289	31	13		1, 784	56. 7	
東洋町	38	8	6	7				21	55. 3	
奈半利町	38	11	7	8				26	68. 4	
田野町	29	3	5	1				9	31.0	
安田町	36	7	6	3				16	44. 4	
北川村	30	1	5	3				9	30. 0	
馬路村	29	7	1	5				13	44. 8	
芸 西 村	40	6	5	5				16	40. 0	
本 山 町	72	32	12	10				54	75. 0	
大 豊 町	75	16	8	9				33	44. 0	
土 佐 町	55	21	12	8				41	74. 5	
大 川 村	14	1	5	2				8	57. 1	
いの町	168	31	19	20				70	41. 7	
仁淀川町	120	45	15	15				75	62. 5	
中土佐町	91	30	8	11				49	53. 8	
佐 川 町	83	11	12	10				33	39. 8	
越 知 町	65	15	16	7				38	58. 5	
梼 原 町	50	2	11	3				16	32. 0	
日高村	55	19	8	7				34	61.8	
津 野 町	71	12	11	10				33	46. 5	
四万十町	200	52	40	21				113	56. 5	
大月町	61	17	9	12				38	62. 3	
三原村	31	15	4	2				21	67. 7	
黒潮町	120	34	20	12				66	55. 0	
町村計	1, 571	396	245	191	0	0		832	53. 0	
計	4, 716	1, 270	822	480	31	13		2, 616	55. 5	
【参考】 高 知 県	3, 698	1, 265	329	224	41	15	25	1, 899	51. 4	

#### 4 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員(技能労務職員)については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員(行政職)の行政職俸給表(一)とは別に、行政職俸給表(二)を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表 (二)対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と 類似していることから、行政職俸給表(二)を基準とした給料表を用いることが適 当と考えられています。

県内の市町村の技能労務職員は、合計で805人となっています。

県内の市町村において行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、5市18町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表(二)に準じた給料表を定めているのは、3市15町村となっています。

県内の市町村の技能労務職員の給与と国の行政職俸給表(二)を適用されている職員とのラスパイレス指数を試算し比較してみると、県全体で118.1 (市121.9、町村111.2)となっており、国の給料水準を大幅に上回っています。

更に、一般に地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

#### (平成23年度公表以降の適正化の状況)

東洋町が平成24年1月1日から、室戸市、南国市、本山町、大豊町、四万十町が平成24年4月1日から、行政職俸給表(二)に準じた給料表に見直しました。

なお、総務省から、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号)において、技能労務職員等の給与等について、平成19年度中に取組方針を策定し、公表することを要請されており、全団体とも策定済みです。

技能 労務 職給 料表の状況

(H24.4.1現在)

技能力 1	技能労務		給料表	の構造			最高:	到達級		【参考】	取組方針	(1124. 4. 1 現在)
市町村名	職職員数	国公行 (二)準拠	独自	国公行 (一)準 拠	無 (行政職 給料表 適用)	3級	4級	5級	6級	ラスパイ	策定状況 (24.3.31)	備考
高知市	340	0			0			⊚、O		124. 5	0	新規採用職員は国公行(二)(22.4~)
室戸市	5					0				116. 4	0	
安芸市	26				0		0			119. 6	0	
南国市	33			0		0	0			128. 2	0	新規採用職員は国公行(二)(24.4~)
土佐市	51				0			0		114. 8	0	
須崎市	14				0		0			124. 9	0	
宿毛市	41				0			0		122. 9	0	
土佐清水市	44				0		0			122. 2	0	
四万十市	54				0			0		125. 4	0	
香南市	15			0				0		119. 9	0	
香美市	16			0		0				117. 9	0	
市計	639	3	0	3	7	3	4	5	0	121. 9	11	
東洋町	4						0			112. 1	0	
奈半利町	5	0					0			112. 5	0	
田野町	0									_		
安田町	4	0				0				102. 4	0	
北川村	2	0				0				*	0	
馬路村	0									_		
芸西村	0									_		
本山町	4	•				0				97. 5	0	
大豊町	9		0			0				111. 4	0	新規採用職員は国公行(二)(24.4~)
土佐町	3		0				0			124. 4	0	
大川村	0									_		
いの町	35	0		0			0	0		105. 6	0	病院事業は国公行(二)
仁淀川町	5	0						0		99. 4	0	
中土佐町	8	0						0		123. 0	0	
佐川町	16	0				0				99. 5	0	
越知町	12		0			0				101.3	0	
梼原町	0	0					0			_		
日高村	0				0			0		_		
津野町	0		0				0			_		
四万十町	1	•				0				*	0	
大月町	32	0						0		119. 4	0	
三原村	3					0				78. 3	0	
黒潮町	23	0						0		129. 6	0	
町村計	166	15	4	1	1	8	6	6	0	111. 2	16	
県 計	805		4	4	8	11	10	11	0	118. 1	27	

#### ●H24年度適正化団体

<sup>(</sup>注1) 職員数が1名又は2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレス指数の欄は「\*」としています。その他数値のない団体については「-」としています。

<sup>(</sup>注2) 経過措置が存在するなど、複数の基準が適用される団体においては、一方を○(又は●)他方を◎としています。

#### 5 勤務成績の評定について

勤務成績の評定は、地方公務員法第40条において、定期的に行い、その評定に応じた措置を講じることが求められており、また、勤務結果に応じた適切な処遇を行うことにより、職員の勤務意欲を向上させ、公務能率を増進させるうえでもその実施が必要です。

県内の市町村において勤務評定を実施している団体は、平成23年度で21団体、 実施率は61.8%となっております。

県内の市町村別の一覧は、「勤務成績の評定の実施状況」のとおりです。

勤務成績の評定の実施状況について

到						平成											3	平成	235	E度				
			<b>т</b> 55		- 				-					1	тф						-			
		能	内容	成		配	降	方法	昇	勤				能	内容	成	昇	配	舌用 降			勤		
団体名	実施		目標管理評価	果・実績評	昇任・昇格		降任・ 免職	人材育成	<b>A</b>	動勉手当	試 行 中	未実施	実施	能力 評 価	管	果・実績評	升任・昇格		降任・ 免職	人材育成	昇給	動勉手当	試行中	未実施
高知市	0	0	0	価の	0	0		0	0	0			0	0	0	価	0	0		0	0	0		
室戸市	0	0			0	0		0					0	0	$\overline{}$		0	0		0				
安芸市	0	0	0	0		0		0					0	0	0	0		0		0				
	0	0	0	0		0		0					0	0	0	0				0				
南国市		0		0								0											0	
土佐市 須崎市									-		0												0	
											0												0	
宿毛市 土佐清水市											0	0											0	
四万十市												0												0
香南市											0	U											0	
香美市 香美市											0		0	0	0	0		0		0				
東洋町	0	0						0		0			0	0			0	0		0		0		
奈半利町		0						0		0	0		0	0	0	0	0			0	0	0		
田野町	0	0		0						0			0	0		0	$\overline{}$					0		
安田町	0	0		0				0		0			0	0		0				0		0		
北川村												0	0										0	
馬路村	0	0	0	0									0	0	0	0								
芸西村											0		0	0	_	0		0		0	0	0		
本山町												0												0
大豊町	0	0	0	0		0		0		0			0	0	0	0	0	0		0	0	0		
土佐町			_								0		0	0	Ŭ		0	0	0	0	_			
大川村												0	Ť	Ť			Ť	۲	Ť	Ť			0	
いの町	0	0		0	0	0		0	0	0			0	0		0	0	0		0	0	0		
仁淀川町	0	0	0			0		0					0	0	0		Ť	0		0				
中土佐町	0	0	0					0		0			0	0	0			Ť		0	0	0		
佐川町	0	0	Ť						0	0			0	0	Ť		0			0	0	0		
越知町									Ť		0			Ť			Ť			Ť	Ť		0	
梼原町	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	0	0	0	0		0	0	0		
日高村	0	0	0					0					0	0	0		Ť			0				
津野町											0		0	0	0			0		0				
四万十町											0			Ť	Ť			Ť		Ť		$\vdash$	0	
大月町												0										$\vdash$	0	
三原村												0										$\vdash$		0
黒潮町	0	0		0						0			0	0		0						0		
			0		1	7	_	11	1		10	0			10		0	10	1	17	0		10	2
合 計	16	16	9	10	4	7	0	11	4	10	10	8	21	21	12	13	9	12	1	17	8	12	10	3

#### 6 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

#### (1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員に支給される手当で、国においては、平成21年人事院勧告により、自宅(持ち家)に係る手当(取得後5年間) を平成21年12月1日から廃止しております。

県内では、三原村を除く33市町村が制度を設けており、平成22年4月1日において全ての市町村が自宅に係る手当を廃止しています。

#### (2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、 使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受 けられます。

#### (3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合(国の支給割合は25/100)を乗じて支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けています。

#### (4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等(いわゆるボーナス)の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。

期末手当は、給料月額等(支給基礎額)に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合(成績率)を乗じて得た額が支給されます。

期末手当:給料月額等×支給割合×在職期間別割合

勤勉手当:給料月額等×期間率×成績率

勤勉手当については、県内の多くの市町村で、成績率が勤務成績と関係なく 一律に決定されていますが、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成 績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められています。

平成23年度の勤勉手当について、勤務成績に応じた成績率を適用している団体は12団体、勤務成績によらず一律に支給率を適用している団体は22団体となっています。

#### (勤務成績に応じた成績率を適用)

高知市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・大豊町・いの町・中土佐町・佐川町・梼原町・黒潮町

# (5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される 手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給され ます。

県内では、6市町村(須崎市・奈半利町・北川村・中土佐町・越知町・津野町)を除く28市町村が制度を設けており、その種類は市町村により異なりますが、国にない手当もあります。これらの中には、地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあるため、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではありませんが、制度本来の趣旨に沿っていることに加え、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮のうえ支給されなければならず、その必要性や妥当性の説明責任が求められます。

#### (6) 退職手当

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度です。

県内では、全ての市町村が国に準じた制度を設けています。

(H24.4.1現在)

(H24. 4. 1											4. I 現任 <i>)</i>
団体名	4月支給	4月支給額		<u>17. 4.</u>	1現在		24. 4. 1現在				削減率
	職員割合	(単位:百円)	a	b	С	計	а	b	С	計	
高知市	30. 1	79, 346	10	3	21	34	7	2	16	25	<b>▲</b> 26. 5
室戸市	17. 6	3, 053	3	1	6	10	2		3	5	▲ 50.0
安芸市	12. 4	2, 244	3		4	7	3		4	7	0.0
南国市	12. 7	5, 724	5	2	9	16	2		5	7	▲ 56.3
土佐市	47. 2	131, 273	4	2	9	15	4	2	9	15	0.0
須崎市	_	_	1	1	1	3				0	<b>▲</b> 100.0
宿毛市	2. 3	819	1	2	3	6	1	2	3	6	0.0
土佐清水市	10. 6	1, 984	1	1	10	12	1		7	8	▲ 33.3
四万十市	13. 3	71, 258	5	4	25	34	5		12	17	<b>▲</b> 50.0
香南市	10. 5	3, 741	5	1	10	16	1		7	8	▲ 50.0
香美市	12. 9	3, 536	4	2	6	12	1	2	2	5	▲ 58.3
東洋町	1. 6	6				0			2	2	0.0
奈半利町	-	_		1	2	3				0	<b>▲</b> 100.0
田野町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
安田町	0.0	0	3	1	2	6	3	1		4	▲ 33.3
北川村	_	_			2	2				0	<b>▲</b> 100.0
馬路村	2. 4	1, 000				0			2	2	_
芸西村	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
本山町	45. 8	16, 443	5	1	7	13	5	1	7	13	0.0
大豊町	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	<b>▲</b> 50.0
土佐町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
大川村	0.0	0	1		1	2	1			1	<b>▲</b> 50. 0
いの町	18. 7	60, 698	6	1	9	16	5		4	9	<b>▲</b> 43.8
仁淀川町	6. 3	2, 260	4	5	5	14	2		3	5	<b>▲</b> 64. 3
中土佐町	_	_	1	1		2				0	<b>▲</b> 100.0
佐川町	9.8	33, 022	4		4	8	5		4	9	0.0
越知町	_	_				0				0	_
梼原町	3. 9	268	1		2	3	1		2	3	0.0
日高村	0.0	0	1			1	1			1	0.0
津野町	_	_			1	1				0	<b>▲</b> 100.0
四万十町	3. 6	4, 070	4	5	6	15	1	1	1	3	▲ 80.0
大月町	26. 5	4, 730	1	2	4	7	1	1		2	<b>▲</b> 71.4
三原村	0.0	0	1	1	5	7	1	1	3	5	▲ 28.6
黒潮町	10. 2	3, 528	4	3	3	10	2	4	4	10	0.0
市計	21.8	302, 978	42	19	104	165	27	8	68	103	<b>▲</b> 37. 6
町村計	10.0	126, 025	40	23	57	120	32	11	32	75	<b>▲</b> 37. 5
県 計	18. 2	429, 003	82	42	161	285	59	19	100	178	<b>▲</b> 37. 5

- ※特殊勤務手当の分類は次のとおりです。
- a 国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当
- b a以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して 設けている手当(国の措置の例:俸給表、俸給の調整額等)
- c a及びb以外の手当
- ※四万十市、香南市、香美市、仁淀川町、四万十町、黒潮町のH17.4.1現在の数値は、 合併前の団体の数値を合計したものです。
- ※網掛け部分は、H23年度公表から変更のあった項目です。
- (香美市:福祉事務手当の廃止、北川村:寮母手当の廃止)

#### Ⅱ 定員管理の状況

県内の市町村においては、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)に基づき、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員削減目標を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員の純減に取り組んできました。

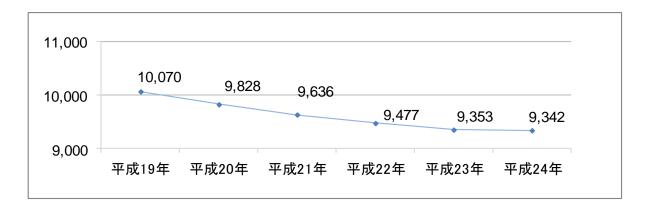
集中改革プランの期間終了後も、各団体において、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、定員管理計画を策定するなど、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいます。

#### 1 職員数の推移

県内の市町村職員数(教育長を含む。)は、9,342人で、前年と比べて11人(増減率▲0.1%)の減少となっています。主な減員理由としては、事務の統廃合・縮小や民間委託等によるものです。

また、平成19年と比較すると、728人(同▲7.2%)の減少となっており、行政 改革の取組により減少傾向が続いています。

#### 県内の市町村職員数の推移(過去5年間)



(単位:人、%)

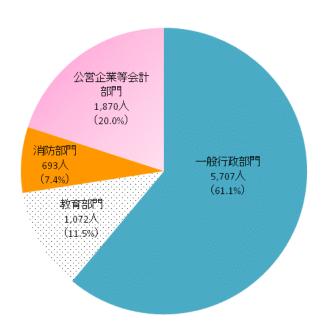
年	平成19年	平成20年	亚出91年	平成22年	平成23年	平成24年	前年と	の比較	平成19年	との比較
部門	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減数	増減率	増減数	増減率
一般行政	6, 201	6, 020	5, 903	5, 787	5, 713	5, 707	<b>▲</b> 6	▲ 0.1	<b>▲</b> 494	▲ 8.0
教 育	1, 231	1, 169	1, 135	1, 108	1, 086	1, 072	<b>▲</b> 14	▲ 1.3	<b>▲</b> 159	<b>▲</b> 12.9
消防	666	687	683	693	696	693	<b>▲</b> 3	▲ 0.4	27	4. 1
公営企業等会計	1, 972	1, 952	1, 915	1, 889	1, 858	1, 870	12	0. 6	▲ 102	▲ 5.2
合 計	10, 070	9, 828	9, 636	9, 477	9, 353	9, 342	<b>▲</b> 11	▲ 0.1	<b>▲</b> 728	<b>1</b> 7. 2

※職員数は、各年4月1日における地方公共団体定員管理調査の数値を記載しています。

※地方公共団体定員管理調査による職員数とは、一般職に属する常勤の職員(教育長を含む。)数です。

#### 2 部門別職員数の状況

県内の市町村の職員数を行政分野別にみると、一般行政部門が5,707人 (構成比61.1%)、教育部門が1,072人(同11.5%)、消防部門が693人(同7.4%)、公営企業等会計部門が1,870人(同20.0%)となっています。



県内の市町村別の一覧は、次ページの「市町村別部門別職員数の状況」のとおりです。

#### 【部門について】

〇「一般行政部門」とは・・・・

議会事務局、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称です。

〇「公営企業等会計部門」とは・・・・

病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、 その他)の各部門の総称です。

#### 3 定員管理計画の策定状況

県内の20市町村が定員管理計画を策定し、主体的、計画的に適正な定員管理の 推進に取り組んでいます。

(定員管理計画を策定している市町村)

室戸市、安芸市、南国市、須崎市、土佐清水市、香南市、香美市、奈半利町、 安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、 佐川町、日高村、津野町、四万十町

# 市町村別部門別職員数の状況

平成24年4月1日現在(単位:人)

		Па		די		13,27-	‡4月1日現在	( <u> </u>
区分	,			公営企業		対23年	H23. 4. 1	定員管理
団体名	一般行政部 門	教育部門	消防部門	等会計部門	合 計	増減数	職員数	計画 策定済
高知市	1,631	351	361	377	2,720	14	2,706	
室戸市	159	18	50	18	245	<b>A</b> 4	249	0
安芸市	187	26	40	23	276	0	276	0
南国市	268	57	61	33	419	<b>▲</b> 6	425	0
土佐市	218	29	44	242	533	7	526	
須崎市	188	35	0	42	265	<b>▲</b> 2	267	0
宿毛市	216	23	0	71	310	3	307	
土佐清水市	185	15	37	66	303	<b>4</b>	307	0
四万十市	368	54	0	175	597	<b>A</b> 9	606	
香南市	261	72	43	34	410	<b>▲</b> 10	420	0
香美市	271	47	57	29	404	<b>▲</b> 2	406	0
市計	3,952	727	693	1,110	6,482	<b>▲</b> 13	6,495	7
東洋町	46	7	0	9	62	1	61	
奈半利町	43	13	0	4	60	<b>1</b>	61	0
田野町	30	11	0	3	44	1	43	
安田町	40	13	0	2	55	2	53	0
北川村	33	6	0	1	40	0	40	
馬路村	37	4	0	2	43	1	42	
芸西村	40	11	0	7	58	<b>1</b>	59	0
本山町	65	8	0	105	178	8	170	0
大豊町	83	11	0	10	104	3	101	0
土佐町	74	6	0	6	86	<b>1</b>	87	0
大川村	13	4	0	1	18	<b>4</b> 4	22	
いの町	198	55	0	223	476	<b>1</b>	477	0
仁淀川町	110	18	0	33	161	<b>1</b>	162	0
中土佐町	110	16	0	14	140	1	139	0
佐川町	85	20	0	121	226	<b>1</b>	227	0
越知町	76	22	0	11	109	1	108	
梼原町	55	12	0	36	103	2	101	
日高村	49	12	0	5	66	1	65	0
津野町	74	18	0	17	109	<b>1</b>	110	0
四万十町	217	33	0	57	307	▲ 3	310	0
大月町	83	13	0	67	163	2	161	
三原村	34	6	0	5	45	<b>1</b>	46	
黒潮町	160	26	0	21	207	<b>A</b> 6	213	
町村計	1,755	345	0	760	2,860	2	2,858	13
市町村計	5,707	1,072	693	1,870	9,342	<b>▲</b> 11	9,353	20
※「H24 4 1職員数	. T. 48 [1100 4 4	ᄧᄼᄝᆇᅩᆟᅩᅥᅡ	<b>+</b> ^ + 🗆 + 🗢	ロケロヨオの	***			

<sup>※「</sup>H24.4.1職員数」及び「H23.4.1職員数」は、地方公共団体定員管理調査の数値を記載しています。

<sup>※</sup>地方公共団体定員管理調査による職員数とは、一般職に属する常勤の職員(教育長を含む。)数です。

#### Ⅲ 勤務条件の状況

市町村職員の勤務条件は、労働基準法、地方公務員法などの地方公務員に適用される労働関係法令の定めに反しないよう、また、国家公務員の制度に準じ、それぞれの市町村において条例や規則で定めることとなっています。

### 1 勤務時間の状況

県内の市町村(梼原町を除く。)の勤務時間は、週38時間45分であり、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分となっています。

また、一般的な職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

梼原町は、週40時間であり、勤務時間は午前8時30分から午後5時30分まで、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

# 2 年次有給休暇の取得状況 (平成23年1月1日~12月31日)

年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

	平成23年	平成22年
市平均取得日数(11団体)	12.2日	12.2日
町村平均取得日数 (23団体)	11.1日	11.1日
市町村平均取得日数	11.9日	11.9日

#### 3 病気休暇制度の内容

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

国は、平成23年1月1日から病気休暇の上限期間を90日としています。

県内の市町村の病気休暇制度は、次の表のとおりであり、国と同様に上限が「90日以内又は3月以内」であっても、特定の疾患により病気休暇を取得することができる期間を延長する特例を設けている団体が多い状況にあります。

上限が「90日以内又は3月以内」を上回る団体や特例を設けている団体については、国や他の地方公共団体との均衡を欠いていると考えられ見直しが求められます。

# 病気休暇制度の内容

(平成24年4月1日現在)

	(平成24年 4 )											
	90日以内又 は3月以内 【国と同等】	120日以内又 は4月以内	150日以内又 は5月以内	180日以内又 は6月以内	結核性疾患 の特例	その他特定の 疾患の特例						
高知市	0				0	0						
室戸市	0				0							
安芸市	0				0							
南国市	0				0							
土佐市				0	0							
須 崎 市				0								
宿毛市	0				0							
土佐清水市			0									
四万十市	0				0	0						
香 南 市	0	←	(O)		0	0						
香 美 市	0											
市計	8	0	1	2	8	3						
東洋町	0				0							
奈 半 利 町	0				0							
田野町	0											
安 田 町	0											
北 川 村	0											
馬路村	0											
芸 西 村	0				0							
本 山 町			0		0							
大 豊 町	0											
土 佐 町	0				0	0						
大 川 村	0				0							
いの町	0				0							
仁淀川町	0				0							
中土佐町	0				0							
佐川町	0				0							
越知町	0				0							
梼 原 町	0											
日 高 村	0				0	0						
津 野 町	0				0							
四万十町	0				0							
大 月 町		0			0							
三 原 村	0				0							
黒潮町			0		0							
町 村 計	20	1	2	0	17	2						
市町村計	28	1	3	2	25	5						
(参考)												
高知県	0				0	0						

<sup>◎</sup>前年度からの変更状況

#### 4 特別休暇の状況

特別休暇は、災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内の市町村の主な特別休暇は、次の表のとおりであり、国に制度のある特別休暇を導入していない団体、国の制度における付与日数より多い日数を設定している団体、更に、国に特別休暇としての制度のないものを設けている団体があります。

国や他の地方公共団体との均衡を欠いている特別休暇については、見直しが求められます。

	<u>水のりれるす。</u> 区分	国の制度	市町村の状況
玉	公民権行使	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
1=	官公署への出頭	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
制	ドナー休暇	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
度	ボランティア休暇	5日以内	三原村 制度なし
の	結婚休暇	連続する5日以内(週休日	20団体 期間が国と異なる
あ		等を含む。)	
る	産前休暇	産前6週間(多胎妊娠の場	24団体 期間が国と異なる
特		合は14週間) 以内	
別	産後休暇	産後8週間まで	2団体 期間が国と異なる
休	保育時間	生後1年に達しない子 1	7団体 期間、対象が国と異な
暇		日2回それぞれ30分以内	<b>వ</b>
		(やむを得ない場合は連続	
		取得可)	
	妻の出産	出産に係る入院等の日から	15団体 期間が国と異なる
		産後2週の間で2日以内	
	育児参加	産後8週間以内の子又は小	須崎市、土佐清水市、四万十市
		学校就学前の子 出産予定	制度なし
		日の6週間(多胎の場合は	
		14週間)前から産後8週の	
		間で5日以内	
	子の看護	小学校就学前の子 5日	3団体 期間、対象が国と異な
		(子が2人以上の場合は10	る
		日)以内	
	短期介護休暇	配偶者、父母、子、同居し	高知市、土佐市、土佐清水市
		ている祖父母、孫、兄弟姉	制度なし
		妹等 5日(要介護者が2	1団体 対象が国と異なる
		人以上の場合は10日)以内	
	忌引休暇	配偶者、父母7日、子5	21団体 期間が国と異なる
		日、祖父母3日等(週休日	
		等を含む。)	
	父母の追悼	父母 (死亡後15年以内に限	11団体 期間、対象が国と異な
		る。) 1日以内	る 
	夏季休暇	連続する3日以内	13団体 期間が国と異なる
	現住居の滅失等	連続する7日以内(週休日	全市町村 国と同じ
		等を含む。)	

	災害・交通機関の事故	必要と認められる期間	全市町村 国と同じ
	等		
	退勤途上の危機回避	必要と認められる期間	高知市、土佐市、宿毛市 制度
			なし
玉	リフレッシュ・永年勤続	休暇	高知市、安芸市、南国市、土佐
制			市、土佐清水市、東洋町、本山
度			町、土佐町、いの町、日高村、
な			津野町、四万十町 制度あり
し			

# 5 介護休暇の取得状況 (平成23年度)

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病 又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 です。(介護休暇の取得の間は、給与を減額します。)

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内(高知市にあっては、1年以内の制度になっています。)において必要と認められる期間取得することができます。

平成23年度の介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	介護休暇		介護休暇承認期間												
区分	取得者数	1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4 月超え	5月超え								
	拟付有效	「月以下	2 月以下	3 月以下	4月以下	5 月以下	5月旭ん								
男性職員	0														
女性職員	8	4	1	1			2								
計	8	4	1	1			2								

### 6 **育児休業・部分休業の取得状況** (平成23年度)

# (1) 育児休業

育児休業は、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に 達する日まで取得することができます。

平成23年度に新たに育児休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

			育児休業承認期間												
区分	育児休業		6月超え	1 年超え	1年6月	2 年超え	2年6月								
<b>Δ</b> π	取得者数	6 月以下	1年以下	1年6月	超え2年	2年6月	超え								
			一千以下	以下	以下	以下									
男性職員	7	6	1												
女性職員	168	10	72	49	18	6	13								
計	175	16	73	49	18	6	13								

#### (2) 部分休業

部分休業は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができます。

平成23年度に新たに部分休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区分	部分休業		部分休業承認期間												
	取得者数	1年以下	1年超え	2 年超え	3 年超え	4 年超え	5 年 超 え								
	双付任奴	一十以下	2 年以下	3 年以下	4年以下	5 年以下	3 年起え								
男性職員	0														
女性職員	16	13	2			1									
計	16	13	2			1									

(単位:人)

	如八八十米	1 日の部分休業取得時間(平均)										
区分	部分休業	20/\ N <del>T</del>	30分超え	60分超え	0077 <del>1</del> 27 =							
	取得者数	30分以下	60分以下	90分以下	90分超え							
男性職員	0											
女性職員	16	2	4	1	9							
計	16	2	4	1	9							

#### Ⅳ 福利厚生事業の状況

「福利厚生事業」とは、地方公務員法第42条の規定により実施している職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業であり、民間企業と同様、雇用主として実施しているもので、県内の市町村の多くは職員互助会により実施されています。

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、『地方公共団体における行政 改革の推進のための新たな指針』及び『地方公共団体における行政改革の更なる推 進のための指針』(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)に基づき、住民の理 解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するととも に、人事行政運営等の状況の公表の一環として事業の実施状況等を公表することに 努めてきました。

県内の市町村の職員互助会等への公費支出額については、平成24年度予算において、約64%削減(対16年度決算比)されています。

(単位:千円)

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	予算
534, 722	488, 370	234, 448	223, 890	208, 018	225, 906	210, 511	189, 036	192, 923
対前年 度比	▲8.7%	▲ 52.0%	<b>▲</b> 4. 5%	<b>▲</b> 7. 1%	8.6%	▲6.8%	<b>▲</b> 10.2%	2. 1%
対16年 度比	▲8.7%	▲ 56. 2%	▲ 58. 1%	▲ 61.1%	<b>▲</b> 57. 8%	▲ 60. 6%	<b>▲</b> 64. 6%	<b>▲</b> 63. 9%

県内の市町村別の一覧は、次ページの「互助会等への公費支出状況」のとおりです。

また、公費を伴う個人給付事業は、県内の全ての市町村が見直しを行っております。個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含まれています。

県内の市町村の首長部局における「公費を伴う主な個人給付事業実施状況」については、26ページのとおりです。

なお、互助会等において実施された職員に対する福利厚生事業に関する公表状況は、27ページの「福利厚生事業の公表状況」のとおりです。

# 互助会等への公費支出状況

		<u>1</u>	互助会等への (単位:				会員一人当たりの公費支出額 (単位:円)							公費率					
	16年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 予算	16年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 予算	16年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度決 算	24年度 予算	
高知市	121,863	56,058	76,139	64,864	46,646	47,615	33,870	18,945	26,631	23,442	17,112	17,486	50.6%	38.5%	47.1%	45.0%	37.6%	38.0%	
室戸市	17,258	5,762	5,468	5,164	5,052	4,949	55,671	21,581	21,194	20,251	20,127	20,036	70.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
安芸市	18,320	5,928	5,810	5,768	5,820	6,142	51,751	20,727	20,676	20,748	20,935	22,094	70.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
南国市	30,077	10,119	9,799	9,512	9,292	9,121	59,323	22,998	22,630	21,569	21,812	21,665	72.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
土佐市	30,516	12,522	12,380	11,420	10,907	11,623	55,585	23,671	23,491	21,877	20,736	21,725	68.2%	49.1%	49.0%	44.5%	45.9%	46.0%	
須崎市	17,945	6,455	6,450	6,230	6,110	5,808	53,092	22,972	23,285	23,074	22,884	21,753	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
宿毛市	20,661	6,986	6,958	6,803	6,560	6,551	55,540	21,429	21,609	21,528	21,161	20,797	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
土佐清水市	20,069	7,415	7,143	6,808	6,679	6,674	54,094	21,618	21,071	20,756	20,807	20,987	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
四万十市	39,756	13,527	13,611	13,480	13,328	13,710	55,525	21,959	22,535	22,281	22,030	22,624	63.5%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
香南市	25,347	9,613	9,372	9,092	9,024	9,015	55,830	21,700	21,594	21,144	21,384	21,828	69.9%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
香美市	20,199	8,595	8,461	8,475	7,692	8,360	48,323	20,082	20,242	20,422	18,853	20,591	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
東洋町	3,524	1,124	1,227	1,255	1,337	1,402	52,597	21,208	21,526	21,638	21,565	21,906	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
奈半利町	3,512	1,252	1,301	1,346	1,340	1,400	50,899	21,586	22,051	22,433	21,270	22,581	70.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
田野町	3,039	821	844	831	833	950	58,442	19,093	19,182	18,886	18,511	20,652	73.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
安田町	3,322	1,164	1,331	1,328	1,132	1,500	49,582	19,729	22,948	24,145	20,582	26,316	72.5%	50.0%	53.8%	54.7%	50.0%	50.0%	
北川村	2,266	818	813	835	843	874	47,208	19,476	19,829	20,366	20,071	20,810	70.5%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
馬路村	2,630	975	924	926	975	985	53,673	22,674	22,000	22,585	22,159	21,889	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
芸西村	3,357	1,262	1,264	1,214	1,180	1,249	47,957	19,415	19,750	19,581	19,569	20,817	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
本山町	9,060	3,618	3,638	3,746	3,848	4,129	50,333	21,795	20,789	22,035	22,635	23,197	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
大豊町	5,362	2,030	2,119	2,209	2,217	2,275	48,745	20,714	21,622	21,657	21,524	21,462	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
土佐町	4,794	1,963	1,946	1,944	1,980	1,994	51,548	21,571	21,865	22,091	22,500	22,659	70.3%	50.0%	50.0%	54.5%	50.0%	50.0%	
大川村	1,657	435	456	438	430	337	55,233	19,773	19,826	19,043	23,889	18,722	72.9%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		
いの町	26,088	12,463	12,232	11,101	10,956	10,927	48,854	24,582	24,711	22,701	23,163	23,150	76.8%	44.0%	55.2%	53.6%	53.3%	53.7%	
仁淀川町	10,559	3,661	3,581	3,550	3,518	3,282	49,807	21,285	20,942	21,515	21,451	20,135	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
中土佐町	8,873	3,426	3,081	3,017	2,888	3,032	50,994	22,689	21,851	21,397	20,482	21,352	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
佐川町	13,474	4,489	4,557	4,460	4,495	4,771	56,613	19,863	20,075	19,476	19,543	20,389	65.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		
越知町	6,540	2,304	2,371	2,350	2,354	2,402	54,050	20,945	21,555	21,560	21,400	21,640	55.1%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		
梼原町	6,282	2,087	2,024	2,107	2,004	2,100	55,593	20,461	19,462	20,657	20,242	20,388	73.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
日高村	4,216	1,599	1,550	1,430	1,403	1,435	53,367	23,174	22,794	22,698	20,940	21,103	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		
津野町	7,139	2,445	2,362	2,438	2,338	2,390	50,631	22,227	22,075	21,768	20,875	21,532	70.2%		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
四万十町	20,269	7,419	7,139	7,004	6,576	6,736	51,575	21,567	21,310	21,289	21,213	21,941	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
大月町	10,686	3,688	3,575	3,628	3,558	3,540	53,430	21,952	20,906	21,595	21,963	21,325	70.4%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
三原村	2,719	994	1,016	1,016	993	1,007	53,314	22,089	21,617	21,617	21,128	21,426	70.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
黒潮町	13,343	5,001	4,964	4,722	4,728	4,638	53,372	22,227	22,876	21,760	22,093	22,191	70.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
合 計	534,722	208,018	225,906	210,511	189,036	192,923	47,204	21,040	21,662	21,458	21,077	21,446	69.5%	49.5%	50.2%	50.1%	49.6%	49.6%	
対前年度比			8.6%	▲ 6.8%	▲ 10.2%	2.1%			3.0%	▲ 0.9%	▲ 1.8%	1.8%							
対16年度比		<b>▲</b> 61.1%	▲ 57.8%	▲ 60.6%	<b>▲</b> 64.6%	<b>▲</b> 63.9%		▲ 55.4%	▲ 54.1%	▲ 54.5%	▲ 55.3%	▲ 54.6%							
		の数値を合算し	and the fi														する福利厚牛事		

※合併団体については、旧市町村の数値を合算しています。

(職員に対する福利厚生事業調査の結果)

公費を伴う主な個人給付事業実施状況

団体名	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成		結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										•			•
室戸市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
安芸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0		0	
南国市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	•
土佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
須崎市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
宿毛市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
土佐清水市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
四万十市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	•
香南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
香美市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
東洋町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											0	0	0	
奈半利町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	•
田野町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
安田町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
北川村	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
馬路村	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		<b></b> /									0	0	0	
芸西村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
本山町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
大豊町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
土佐町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
大川村	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
いの町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										•	0	•	•
仁淀川町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0		0	
中土佐町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
佐川町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
越知町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	
梼原町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
日高村	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
津野町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
四万十町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
大月町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
三原村	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0											0	0	0	
黒潮町	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0										0	0	0	<b>♦</b>
合 計	34	34	34	34	7	34	34	34	34	34	34	15		0	0	0	0	0	0	0	0	34	33	33	7

※個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含んでいます。

- ※合併団体は、旧市町村のいずれかで実施していたものは該当ありとしています。
- ※平成23年度表の記載要領は、以下のとおりです。
  - 共同互助会のみから給付のある項目
  - 単独互助会のみから給付のある項目
  - ▲ 共同互助会、単独互助会双方から給付のある項目
  - 単独互助会を介さない公費及び共同互助会双方から給付のある項目
  - ◆ 公費で直接給付される項目

# 福利厚生事業の公表状況

(平成24年9月30日現在)

	公表の	の有無	公表内容											
団体名		平成23 年度事 業	個別事 業内容	業	個別事 業 実施件 数	個別事 業実績 額		見直し 内容	互助会 名称	互助会 会員数	公費補	互助会 公費補 助率	一人あ たり公 費負担 額	
高知市	0	0	0						0					
室戸市	0		0		0					0	0			
安芸市	0	0	0		0					0	0			
南国市	0						0							
土佐市	0	0					0	0	0	0	0	0	0	
須崎市	0	0	0						0	0	0	0		
宿毛市	0	0			0	0					0			
土佐清水市	0	0	0						0	0	0	0		
四万十市	0		0						0	0	0			
香南市	0									0	0			
香美市		0	0							0	0			
東洋町														
奈半利町		0			0	0	0		0	0	0			
田野町	0	0							0	0				
安田町	0	0	0			0	0		0		0	0	0	
北川村	0	0	0	0	0		0		0	0	0			
馬路村		0								0				
芸西村	0	0								0	0			
本山町	0	0								0	0	0	0	
大豊町	0	0	0	0					0	0	0	0	0	
土佐町		0	0				0		0		0	0		
大川村		0					0							
いの町														
仁淀川町	0								0	0	0			
中土佐町	0	0							0	0	0	0		
佐川町														
越知町	0								0	0	0			
梼原町	0						0		0	0	0	0	0	
日高村	0								0	0	0			
津野町	0								0	0	0			
四万十町	0	0	0				0		0	0	0			
大月町														
三原村	0	0	0		0	0	0				0	0		
黒潮町	0	0							0		0			
合 計	25	21	13	2	6	4	10	1	19	22	25	10	5	